

第7回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

日時 平成25年12月13日（金）8:30～9:30

場所 内閣府本府庁舎3階 特別会議室

出席

<有識者>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンズK&H株式会社 代表取締役
東洋大学理工学部建築学科 教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<大臣・副大臣>

新藤 義孝 地域活性化担当大臣

西村 康稔 内閣府副大臣

<事務局>

川本 正一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長

富屋 誠一郎 内閣官房地域活性化統合事務局 局長代理

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局 参事官

赤石 浩一 内閣官房日本経済再生総合事務局 次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 国家戦略特別区域法について
- 3 その他
- 4 閉会

（配付資料）

資料1 国家戦略特別区域法の概要

資料2 国家戦略特区のイメージ

資料3 国家戦略特別区域法

資料4 国家戦略特区税制

参考資料1 日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

(議事概要)

○藤原参事官 定刻より前でございますが、ただいまから第7回「国家戦略特区ワーキンググループ」を開催いたします。委員の皆様におかれましては年末でお忙しいところ、また朝早くから御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、新藤大臣から御挨拶を申し上げます。

新藤大臣、よろしく申し上げます。

○新藤大臣 今日は委員の皆様にお礼を申し上げようということが1つ。それから、前回のワーキング以来の国会の審議状況について御報告をさせていただきたい。そして今後の国家戦略特区をどのように進めていくか、その件に関しての御相談、またいろいろなアドバイスを頂戴したいということである。12月7日に国家戦略特別区域法を成立することができた。

特に衆議院での審議というのは非常に記憶に残る審議だった。当初、私どもの説明に対して、こんな小粒なものが国家戦略となるのかとか、一体これが今までの総合特区や構造改革特区も含めて何が違うのか、名前を取り換えたいだけではないか、などというのが、最初の委員の質疑だった。私どもとしては、これまでのワーキングの議論、そしてコンセプトワークについて、丁寧な御説明をさせていただいた。結果として、修正の要請が出たが、本筋は修正されていない。受け入れられるものは受け入れ、結果として、民主、維新、みんなが修正に賛成することになった。

私が一番うれしかったのは、衆議院の本会議場の採決の際、各党が採決に当たっての自分たちの態度を表明する討論の場で、法案審議を通じて、まず骨格を定めて、それから膨らませていくべきものということがわかってきたという発言があった。また、私どもの答弁にも触れていただき、やり取りする中で、これは建設的な議論の中で賛成すべしというふうに至ったという発言もあった。こういうふうに、野党が本会議場でここまで言うというのはめったにないことであり、総理にも出席いただいていた審議もあったが、非常によい議論と、それから与野党を超えて、この国の経済を開くための、特区に対する期待というのが高まった、また、認識は深まったというように私は感じた。

ただ、残念なのは、既に衆議院において質疑をやり、これは重要広範ということで、総理が出なければいけない法案に位置づけられたので、八田座長や原委員に、参考人質疑まで来ていただいて、それらを踏まえて、法案を修正し、与野党が賛成して参議院に運んだにもかかわらず、賛成した政党が、審議に協力しないと。最初の1日はスムーズに進んだのだが、それから、やれ時間がない、忙しい、連絡が取れないとか、そういう中身ではない理由で、審議に協力しなかった。結局、それから10日近く引き伸ばされても、委員長が

委員会を開かない。通常こういう場合には、委員会の審議促進のために委員長が斡旋をするのだが、残念ながら野党の委員長であり、委員会が開かれなかった。最終的に与党のほうは、それをサボタージュというふうに、位置づけ、委員長解任にまで至った。

野党に皆様が、特に民主党のほう々が率先して、最初に修正の要請を出してきたのは民主党であったが、その人たちが、全く別の政党がごとく、参議院においては、そういったことがで、意味なく延びていった。質疑の内容は全て出尽くしていたし、我々とすれば、これまでの議論を踏まえて、今国会で採決なしということは絶対にあり得ないという中であったが、参議院がいろいろ工夫をして、延長した今国会の会期内で採決に至った。

何とその採決では、委員会審議を引き延ばし、いろいろなことで審議に応じなかった政党が賛成をしているのである。委員会を開かずして、でも最後は賛成した。反対したのは共産党と無所属である。共産党は一貫して反対、でも審議にはずっと出てきていた。非常に疑問を持つ委員会運営ではあった。いずれにしても、全員での国会での合意というか、国会側の感覚は、これからが本番なのだというものである。そして、あなたたちがそこまで言うのならば、そんなに可能性があるものならば、どれだけ膨らむものなのか、見てやろうじゃないかと。だから、とりあえず本法案は通すが、中身が悪ければ、徹底的にまた糾弾するぞという状態になっているのだと思う。

私も、もとよりそれを覚悟で、これはとにかく形を、仕事を進めるための枠組みをつくる法案であるから、これからそこに、具体的なプロジェクトをつくり、魂を入れていくということになると思うので、気を引き締めて、もとより大風呂敷を広げた張本人の1人であるから、とにかく何とかやらなくてはいけない。

甘利大臣、稲田大臣にも御協力いただいた。そして、総理は陣頭指揮をとっていただいた。今、甘利大臣と一緒に、西村副大臣がずっと指揮をとってくれているから、私の足りないところは西村副大臣に助けていただきながら、しっかりと進めていきたい。

肝心なことは、今後のことであり、せつかくここまで議論してきて、戦略特区の中身を最も御存じであるワーキンググループの先生方に、これまでの知見を生かして、ぜひ御協力を賜りたいと思っている。

私とすれば、これから、まず法律で定めたとおり、国家戦略特区諮問会議を早急に立ち上げたいと思っている。それから、私も今までは、官房長官決裁により、地域活性化担当大臣として、国家戦略特区の法案作成、また、その作業を進めるべしという任命であった。今回、法律が通ったので、今度は国家戦略特区担当大臣を置くことになって、そのもとで仕事が進んでいくことになる。

先生方には5月10日から作業をしていただき、夏休みもなく、日曜日もなく、いろいろと作業いただいたこと、本当にありがたいこととございました。これまでの御協力と御尽力に感謝を申し上げて、そして、これからしっかり取り組んでまいりたいので、よろしくお願ひ申し上げたい。大変お世話になりました。

○藤原参事官 ありがとうございます。

続きまして、西村内閣副大臣より御挨拶を申し上げます。

副大臣、よろしく申し上げます。

○西村副大臣 今、新藤大臣がおっしゃられたとおりなので、あまり追加することはないのだが、本当に八田座長を初め、皆様方に、ここまでヒアリングをしていただいたり、調整をしていただいたりして、やっと法律が成立した。これからまさに実行していくところが最も重要なので、ぜひ、引き続きアドバイスをいただきたい。世界が注目をしているので、素晴らしい国家戦略特区になるよう、我々もしっかり新藤大臣をお支えし、また、甘利大臣とも一緒になって実行してまいりたいと思うので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤原参事官 ありがとうございます。

取材の方々につきましては、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○藤原参事官 それでは、以降の進行につきましては、八田座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。先ほど大臣から御説明があったように、先の臨時国会で、12月7日に、「国家戦略特別区域法」が成立した。このワーキンググループで議論した規制改革項目などが十分反映された法律である。審議の状況について、まず事務局から説明をお願いしたい。

○藤原参事官 それでは、大臣から、国会の審議状況については詳しく御説明がございましたので、私からやや簡単になりますが、補足をさせていただいた上で、本日13日付で施行されております国家戦略特別区域法につきまして、その内容を、資料1、資料2、資料4、参考資料2に基づきまして御説明させていただきたいと思えます。

まず、若干の経緯について申し上げます。7月から9月にかけて、先ほどのお話にもございましたけれども、ワーキンググループの委員の皆様には、有識者、提案者からのヒアリングを大変精力的に行っていただきました。その後9月からは、具体的な規制改革事項につきまして、今度は関係各省と何度も重ねて御議論、御折衝をしていただいたということでございます。また、産業競争力会議からも後押しをいただきまして、その結果、お手元の参考資料2、「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」ということで、10月18日に、政府決定をさせていただいたということになってございます。

法律の規制改革事項の部分、すなわち医療、雇用、教育、農業、都市再生等の各分野におきます個別の規制改革事項の部分でございますが、これは10月18日の政府決定を忠実に反映させていただいたものになってございます。後ほど、八田座長からもまた御説明があると思えますけれども、今回の法律に規定されている規制改革事項はお手元の資料2の1枚目のイメージの中にある星印のついた9項目になります。簡単に一言ずつ、規制改革の内容を御説明したいと思います。

まず、都市再生・まちづくりの1番目の「容積率・用途等土地利用規制の見直し」でござ

ざいます。都市計画の決定、あるいは各種都市計画事業等々の事業の認可につきまして、関係者が一堂に会する特区会議で、ワンストップ処理を行うとしたものでございます。また、都市計画で定めた容積率も、特区会議で作成する区域計画で記載、それをさらには認定を受けることによって緩和できるというような内容になってございます。

次に、「エリアマネジメントの民間開放（道路の占用基準の緩和）」でございます。これは種々のイベントでございますとか、多言語看板、オープンカフェなどのための道路の占用許可を得る場合は、通常は、道路の敷地内に余地がないやむを得ない場合しか許可されないわけでございますけれども、その要件を満たさなくても、余地がある場合であっても許可を受けることができるとしたものでございます。

次に、「滞在施設の旅館業法の適用除外」についてでございます。特区内で外国人などに対応する、一定の賃貸借型の滞在施設につきまして、通常、30日未満の利用であれば、旅館業法の許可が必要でございますが、一定の要件を満たす場合、都道府県の知事の認定を受けることによりまして、旅館業法の適用除外、許可が必要ないという形の規制改革が達成されるというものでございます。

その下の、今度は教育分野でございます。

「公立学校運営の民間への開放」でございます。これは6月の成長戦略にも明記させていただいたわけでございますが、要は、公設民営学校を可能とするために、今回の法施行、すなわち本日からでございますが、1年以内をめどとして、その具体的な方策について検討を加えていく。その結果に基づき、必要な措置を講ずるということ、検討事項の中で書かせていただいたものでございます。

次は雇用でございます。

雇用分野の1番目、「雇用条件の明確化」でございます。これは特区会議のもとで、特にベンチャー企業やグローバル企業を念頭に、雇用ガイドラインを用いて相談サービスを実施するというようになっております。これによって、紛争の未然防止、予見可能性の向上を図り、ひいては投資の促進、雇用の拡大を図ろうとするものでございます。

2番目は、「有期雇用の特例」でございます。これは重要な期限付きのプロジェクトに従事する専門家であって、比較的高収入を得ている者を対象に、現在5年とされております無期転換できるまでの期間を延長することなどについて、次期通常国会までに検討し、措置するというを、まさに全国レベルの措置として、検討事項に書かせていただいているものでございます。

医療の分野は4つですが法律事項は1つでして、「病床規制の特例による病床の新設・増床の容認」でございます。国際医療拠点におきます病床過剰地域、すなわち既存の病床数が都道府県で定めております通常の基準病床数を超える、余っているといた地域であっても、区域計画に定めた場合は、都道府県は、基準病床数に加えた、病床数の上乗せを認めることができるといった措置でございます。

一番下に農業がございます。農業分野は2つの法律事項がございます。

1つは農業委員会と市町村の事務分担でございます。これにつきましては、農地の流動化促進のため、特区内の市町村長と農業委員会とが合意のもと、農業委員会の、農地の権利移動に関する許可関係業務を、市町村が実施することができるとしたものでございます。

一番下でございます「農業生産法人の要件緩和」でございます。いわゆる役員要件についてですが、全体の役員の4分の1が、現行でいきますと、年間60日以上、農作業に従事しなくてはならないといった規定があるわけでございますが、この役員要件につきまして、農業従事者は1名だけでよいということで、規制緩和をさせていただくものでございます。

こうした規制改革事項を組み合わせることを前提といたしまして、また、政省令事項もほかでございますが、特区が形成されていくということになります。

次に、資料1に基づきまして、法律全体の枠組みを説明させていただきます。

法律の目的は書いてあるとおりでございます。構造改革を重点的に推進することにより、産業の競争力を強化、それから国際ビジネスの拠点形成の観点から、国が定めた国家戦略特別区域において、規制改革等の施策を総合的、集中的に推進するために必要な事項を定めるというのが法律の趣旨でございます。

ポイントは、2つの組織でございます。これが左上でございます「国家戦略特区諮問会議」というものと、その下でございます特区ごとの「国家戦略特別区域会議」。これは特区会議と最近は言うておりますが、以前は大臣が命名されました統合推進本部と言っているものでございます。

特区諮問会議でございますが、メンバーを見ていただきますと、総理、官房長官、特区の担当大臣、プラス、総理大臣が指定する国務大臣数名、それから数名の民間有識者で構成される予定でございます。

特区会議でございますが、これもメンバーから申し上げますと、今、申し上げた特区の担当大臣に加えて、関係地方公共団体の長、総理が指定した民間事業者、こういった三者一体で計画を実際に作成、合意いただき、事業を推進していくといった役割を担うものでございます。

まず、特区諮問会議が行うことが2つございます。右側に矢印が伸びておりますが、1つは制度全体の基本方針でございます。諮問会議の意見を聞いて策定し、閣議決定することとしております。また、具体地域、特区の指定、あるいは特区ごとの方針を定める「区域方針」と書いてございますが、こういったものにつきましても、諮問会議の意見を聞いた上で、それぞれ政府決定をしていくというような運びになってございます。

区域方針等を受けまして、左下のほうに、まさに特区会議ができて、区域計画を、国・地方・民間の三者が協力して策定する。そして認定を受けることによって、あらかじめ定められた、先ほど御説明いたしましたような規制緩和の特例の適用を受けた事業、これを法律上は「特定事業」と言うておりますが、これらが進められていくという運びになります。

特定事業にはもう一つのタイプがございまして、それが「金融支援」のところに書いて

おります、利子補給金を受けた事業です。ベンチャー企業等の事業に必要な貸し付けを、利子補給金で支給する仕組みとなっております。

さて、その後のプロセスというのが非常に重要でして、特区会議で事業推進のための議論が進んでまいりますと、新しい、さまざまな規制改革のニーズ、あるいは支援のニーズが出てまいります。これらを盛り込んだ計画を、またつくっていただく、あるいは最初からそのあたりも含めてつくっていただくようなプロセスになっていくわけですが、左上に黄色い矢印が伸びてございますけれども、その調整のプロセスになります。当然、各省庁とのいろいろな議論があり得るわけでございますけれども、その場合は、オープンな場として、諮問会議で関係大臣とも御議論いただきまして、最終的には関係大臣に同意をいただいた上で総理の認定を得るといようなスキームになってございます。

このようなプロセスがずっと循環してまいりまして、最初に指定された特区、場合によっては、そこからまた膨らんでくる可能性もございますけれども、少なくとも既存の特区の深堀りがなされていくといった仕組みになってございます。

こういったスキームを持ちまして、11月5日、この法案が閣議決定されまして、国会に提出されました。先ほどお話がございましたけれども、衆議院、参議院の内閣委員会で、合計約30時間にわたる審議の上、12月7日に成立いたしました。審議の過程におきましては、衆議院内閣委員会で議員修正が行われました。簡単に修正の中身も申し上げます。

第1に、国家戦略特区の区域計画に、構造改革特区報の規制改革事項を記載して、計画の認定を受ければ、構造改革特区法の規制の特例も活用することができるという形になりました。

2点目の修正点は、雇用ルールの明確化の中で先ほど申し上げましたけれども、内閣総理大臣と関係行政機関の長が、相談サービスを行う特区会議に対し、意見を述べるができることになったということでございます。

第3に、利子補給金につきまして、事業の実施の状況について、毎年検討を加え、この法律の施行後3年以内に必要な措置を講じていくことになりました。

以上、3点が、議員修正ということで行われた次第でございます。

最後に、資料4に基づきまして、税制について御説明させていただきます。自治体等からの提案に基づきまして、特区の事業推進に必要な施設等を検討した上で、税制措置の要望を行ってきたということですが、与党税調での議論を経まして、本日、閣議決定される予定の税制改正大綱におきまして、4つの措置が認められた形になっております。

国税につきましては、設備投資減税、法人税でございます。それから「研究開発税制の特例」、これも法人税でございます。国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置、所得税・法人税・登録免許税でございます。地方税につきましては、償却資産に係る固定資産税の課税表示の特例措置が講じられるという形で、4つの項目が認められたわけでございます。

支援策を持っています特区といいますと、総合特区が挙げられますが、その税制と比較しますと、まず、設備投資減税でございますが、特別償却、これは機械・装置等につきましては50%ということでございます。それから税額控除、これも機械・装置等につきましては15%ということで、その特例につきまして、総合特区並みの制度になってございます。

その上で、特に支援していくべき事業を中核事業と位置づけまして、即時償却を設けました。この中核事業は、まずは医療分野を対象としておりますが、さらに特区の具体的な内容の検討が進んだ段階で、必要に応じ追加されるということで、第一歩がここで達成されたという形になってございます。

次に、研究開発税制の特例についてでございますが、今申し上げた中核事業分野で、即時償却の対象となる研究開発設備の減価償却費につきまして、特別試験研究費とみなし、12%の税額控除を設けることになりました。そういった、即時償却プラス税額控除という仕組みになってございますが、これは復興特区並みの措置でございます。

さらに、地方税につきましては、一定の中核事業の用に供する償却資産につきまして、固定資産税の課税標準の特例措置を創設するということができました。具体的には、中核事業のうちの医療分野における研究開発の用に供する一定の償却資産の固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずることといたしました。これは既存の特区には存在しない、新たな特例ということでございます。

今回の税制改正におきましては、総合特区にはない、こういった特例措置が幾つか認められておりますけれども、特区の税制全体につきましては、今後、具体的な地域が指定されたところで、さらに、税制上の手当についての検討が行われることになっております。このあたりも税制大綱には明記されているところでございます。

とりあえず、法律の全体像、それから税制も含めて御説明させていただきました。以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○新藤大臣 税制について、今まで、通常はない、それから総合特区とか復興特区にはある。それから今回で新しく措置した、そこをもう少しはっきり区分けして説明してください。

○藤原参事官 はっきり申し上げたつもりですが、すみませんでした。

2と3のところは完全に新しく措置したところでございます。それから、1の中核事業の即時償却の部分が新しいところで、これらは総合特区にはないところでございます。復興特区には、2はございます。ほかは復興特区にもございません。以上でございます。

○新藤大臣 地方税も。

○藤原参事官 3は地方税ですね。

○新藤大臣 これはとにかく、税調の中で大分もめた。特別のプロジェクトがなく、何をするかわからないので、税の検討なんかできるわけじゃないかということで、ものす

ごい反論があった。事務局に必死に頑張ってもらい、また、私もいろいろな手練手管を使って、結果的にこうなった。

特別償却のうちの即時償却はすごいことだと思う。これは今まで認められていないことだし、まだ何もわかっていない時点でこれを入れたというのは、非常に成果があったのだと思う。

それから、研究開発税制の特例も、総合特区よりは上乘せすることとなった。総合特区より上回らなければ意味がないわけであり、それが1つの目安になった。

それから、固定資産税は、私が大臣を務める総務省が所管するところであるが、これも、入れるか入れないかはもめた。入れるにしても課税標準の最初の3年間の価格の2分の1とするのか、4分の3とするのかで、4分の3の線が強かったのだが、絶対にだめだ、目玉にするのだからということを行った。ここまでやっている例はないので、そういった意味では、非常に税調のほうも、厳しく見ながらも、国家戦略特区には期待をいただいているのではないかと思う。

今後は、事業が決まったところで深掘りしていくということ。特に中核施設といいながら、今は医療分野のみが、その枠に入っているのである。中核事業と言われても、医療分野以外もある。農業やその他のところ、そういったものはまだ入っていないから、具体的なプロジェクトを示して、そしてこれだけの効果があるのだから、こういう制度を適用させてくれというふうには持っていかなければならないということだと思う。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それでは、今の内容についての御報告をいただいて、特に税のことなどは、私も今回初めて伺ったもので、大臣と事務局で本当に主導していただいたと思う。非常に時間のない状況でやっていただいたと思う。本当にありがとうございます。

それから、規制改革に関しては、このワーキンググループの議論が非常にうまい形で、いろいろ反映されたし、古民家のことも、かなりうまい形で解決していただいたと思う。規制改革という言葉には、何か色がついて見えるが、要するに法律や政令の改革という意味であるから、そういう法律などの改革がなければ、実際には、何の改革も出来ないわけで、それを事前にできたということに意味があると思う。これまでの10年ぐらいの間、規制改革というのはいろいろと「検討する」ということが閣議決定されてきたのだが、今回特区でもって、「検討する」ではなくて初めて法律に入ることになった。もちろん政省令について、具体的にどうするかは、これからウォッチしていかなくてはいけないと思う。しかし、これは従来にない改革だと思う。言ってみれば、在庫一掃のような面があると思う。さらに、今、大臣がおっしゃったように、今後これをさらに深掘りしていく仕組みができたということも大変意義深いことだと、私は個人的に思っている。

委員の方々から御質問とかコメントがあればどうぞ。

○坂村委員 いろいろお話を聞いて、感じたことだが、座長のお話にもあったが、何をやるかわからないのに、ここまでつくったというのは、これは八田座長の執念と新藤大臣の

熱意でこうなったのではないかと思い、すごいと思った。何をやるかわからないのに、こういう枠を最初につくるというのは本当にすごいことだと思います。私も提案に応募してきた方へのヒアリングには、ほとんど出席しており、一番出たのではないかと思う。そこでは、民間の方がどういうことをやりたいのかを聞くことができた。

その中でいろいろなお話を聞いていて私が思ったのは、総合特区があっても、うまくいっていないという話が随分印象に残っている。どうしてかということ、これは私もしょっちゅう思っているのだが、我が国の法律体系が英米法ではなくて大陸法なので、一応、決まっても、やっていいと具体的に書かれていないグレーゾーンでは、特区認定された方が、こういうことをやりたいのだけどいいですかと聞くと、解釈の違いで、結局はできなくなってしまうことが多い。国家戦略特区の場合は違うのですよねという、そういうような感想を言われている方が印象に残っている。

今、御説明あったように、今ここにあるのは、例えで言えば、材料がそろってきたというようなもので、本当にこれから料理をつくらなくてはいけないわけである。料理をつくる時に、材料が足りないとなったときにどうするのか、ということを決めておかないといけない。先ほども言ったが、何をやるかわからないでここまで来ているので、これから、具体的に国家戦略特区ではこういうことをやるんだと決まって、材料が足りないときにはもう少しそろえないといけないというのが、新藤大臣のお話で、簡単に材料が増やせるのかはわからないが、かなり力を入れて、戦略的にやらないとできないだろう。

これから先、大事なのは料理のほうになると思うので、どういうことをやって、どうするのかということところが、うまく最後まで突破できるのか、それから、それをやった人たちが、前の総合特区のときのように、何だかんだと言われなくようにするために、まだ気を抜けないのかなという感じがする。

○秋山委員 まず、このワーキンググループが5月に発足して以来、あるいはこれだけ少ないメンバーの中で、非常に事務局の皆さんも含め、大臣のリーダーシップのもと、短期間で、最後、難産ではあったが、これだけの法律をつくることができたことについては、改めて、皆さんの御努力に敬意をあらわしたいと思っている。

せっかくこういう形で、皆さんの努力で生まれたものを、本当に成長戦略に資するものとして、これから生かしていくためにやらなければいけないこと、何があるかなということを考えていた。ワーキンググループのこの形での、こういう検討がどこまで続くのかはまだわからないので、それは横に置いた形で、1つは、今回固まった規制改革項目について、先ほど八田座長からコメントがあったが、実行できる形にするために、政省令の整備がこれからまだ必要だと思うので、こちらの進捗確認はしっかりやっていく必要があると思う。

それから、夏に1次募集をさせていただいて、たくさんの御提案をいただいた。この時点では、どういう規制改革項目が実現するのもわからないまま、前広に御提案をいただき、それを参考にさせていただいて、今回これだけの規制改革項目が固まった。具体的に

何ができるかがはっきりした段階ということがあるので、ここから先の地区を選定する基準だとか、ルール、プロセス、これについては、しっかり対外的な説明もできるような形のものを整備する必要があると思う。

また、今回こういう形で、皆さんから提案をいただいて、それを検討した結果、こういう規制改革項目の法案成立までやることができたという、实例を見せることができたので、これはぜひ骨格を定めて、今後膨らませていくというお話があったが、さらに、2次募集のような形で、次の提案をまた幅広に、積極的な提案をいただいて、それがまた次の大胆な規制改革につながっていくというような、これも仕組みとして整備していく必要があるのではないかと思った。

あとは、先ほど税についての御説明があって、今回は大変な成果だったと思うのだが、第1回ワーキンググループのときに、今、既にこういう特区制度があるのだけれども、いい部分もあるが、こういう課題もあるという中の1つに、例えば税に関しても、実は仕組みはあるのだけれども、活用事例が非常に少ないというような御説明があったのを、今でもよく覚えている。今回もせっかくこれだけ骨を折ってつくってくださった税制が、実際に使われているのかどうか。使われていないケースというのは、実は使いづらさがあったり、あるいは、使う側から見ても、これをやってもあまりインパクトがない、一生懸命骨を折って手続を取っても、得られる効果が、使う側から見てどうなのかというような観点があると思うので、例えば毎年定期的に点検をしていって、より、実効性のあるようなものにしていく。それは、先ほど大臣がおっしゃられた、中核事業分野の拡大も含めてということになると思うが、それはしっかりやっていく必要があるだろうと思う。

そう考えると、これからも、まだまだやることがあまりにもたくさんあるので、これまで以上に、さらなる推進力を持って進めていくことが必要であろうと思っている。

○新藤大臣 今日閣議があるため、ここで退席しなくてはならないが、今、坂村委員と秋山委員の話を受けてコメントをさせていただく。

私は、新しい規制改革の追加、税制の追加には、前向きに、かつ楽観的に思っている。なぜならば、今回のことについても、特に雇用の関係は、個々の特区に限定せず、全国版にするということを附則に書き込むことになったが、これは、事務折衝での回答は全くゼロだったもの。しかし、甘利大臣、厚労大臣、私の大臣間で直にやり取りをする中で、かなりの議論をした上で、どうしてもやるならば、全国でやらなくてはだめだということになったもの。生存権や労働権にもかかわる憲法の問題があるから、特区限定ではだめだと。しかし、本当にやらなくてはならないというのならば、もう労政審にかけて全国版にする。特区で実証し、最終的に良いものは全国で行うということは、既に始まっているのである。問題は、今度の事業がどれだけの効果をもたらすか、そして、どういう成果を得られるのだということ。今、政府内は、各省庁も何かで日本をブレークスルーさせなくては行けないという気持ちがとても強まっている。きちんとした、客観的なものを積み上げて KPI を設定し、幾ら減収するが、何年で回収できると。固定資産税も2分の1とする措

置を3年間。特区がなければ、その施設はできないわけで、新しい施設ができて、当初は少し減税されるが、中核施設による医療の機器などというのはものすごく高額なものであるから、これが4年後は正規の固定資産税がかかるとなれば、かなりの額になり、あつという間に回収できる。そういうようなことを説明していくことが重要だと思う。

それから、今回、まず成功例をつくるという意味で、スタートダッシュが重要であるため、搾り込んで数カ所を決める。それをやりながら、ここまで日本の国が本気になってやるのかということが見えていく、見せる状態で、世界からの投資も呼び込まなくてはいけない。そういう状態の中で、また次の2次募集というのも当然見えてくると思う。

それから、今回200近くいただいた提案は、選ばれなかったものをそのままにするのではなく、例えば構造改革特区に持っていき、もしくは単独の規制緩和事項として検討できるもの、別のプロジェクトにつなげていくものもある。そういうフォローもしていかななくてはならないと思うが、それも、まさに膨大な作業であるため、まずは特区の指定、プロジェクトの中身をつくっていくことをとりかかりにして、その後のことは、計画的に、時機を見ながらやっていきたい。これらのプロセスを熟知しているのは皆様方には、何らかの形で、是非、今後も御協力をいただきたいと思っているので、改めて政府の中で決めた上で、お願いさせていただきたく。

(新藤大臣退席)

○工藤委員 秋山委員からもあったように、私も、特区だけではなくて、全体が変わったほうがいいという話もたくさんあったと思う。最後に大臣から話があったように、やはり即効力とスタートダッシュで、特区の指定は絞ってやるが、残っているものも、もうちょっと後押ししたら、うまくいくという提案がたくさんあって、そのまま放っぼり出すのはもったいない。そういうのも組織として検討する必要があるのではないかという感じが1つ。

もう一つは、法案は通ったが、法律ができて、その先に、それを運用する解釈とか、プラスアルファの措置がないと、なかなかうまくいかない。そのため、スタートダッシュを切って、と効果を出すためには、それをどう解釈して、どう了解するかというところに、相当バックアップしないと、それだけ放り投げて、それぞれの都合のいいように解釈して運用する。ここに挙げられた項目について、何で法律を変えてまでやろうとしたかというスピリット、精神を持続していくのが、この特区のチームだと思う。

○原委員 先ほど、大臣からも、小粒だ、小粒だという批判が大変多いという話があって、これは坂村委員も言われたように、具体的なプロジェクトのイメージが出てこない中で、なかなかわかりづらいというのは前提として、私が思うに、小粒だと批判をする人には2種類いるのではないかと思っている。1つは、要するに政府がやっていることは何でも批判したい、あるいは単に無知で、これがどういう仕組みなのかが理解できないという人が1種類目の人たち。それから、2種類目の人たちとして、期待していたほどの措置ができていないのではないかとされている人たち。特に海外の投資家などと話していると、例

例えば、法人税の大幅な引き下げであるとか、あるいは雇用制度、あるいは外国人労働者とか、そういうところを期待していたが、結局取り上げていない。あるいは雇用などは、やろうとしたけれども、できていないというようなことを言われている人たち。そういう2種類がある。

その上で、今後の課題ということで、2つ申し上げたい。1つは、せっかく今回の法律でできることになった措置というのがしっかりと浸透していない、広報されていない、告知されていないという問題がある。これは特に雇用制度、雇用条件の明確化が、もともと、ワーキンググループで言っていたのは、雇用ルールの明確化ということをやっていたわけだが、これが不幸にして、首切り特区ということをやろうとしているとあって、大変な間違っただ批判を浴びたという経過があり、結論として、もともとの提案どおりに、雇用条件の明確化ということをやることになったわけであるが、そうすると今度は、もともとやっていた、首切り自由化という提案から後退したとあって批判をされたという、大変なことがあったかと思っている。

ただ、問題は、何か雇用について、結局できなかったという認識が間違っただままっているところであるかと思っており、ここはしっかりと説明をしていかないといけないかと思う。

さらに、この問題で大問題は、厚生労働省も、ひょっとすると雇用についてはやらないことになったと誤解しているのではないかということ。今週、産業競争力会議の分科会に出席してきたが、雇用条件の明確化というテーマについて、厚生労働省はこれからこういう措置をやるという紙を出して、政務官が来られて説明したが、その中に、特区についての措置が全く入っていない。多分、厚生労働省も、特区で雇用条件の明確化をやることになったのを忘れたくて忘れたくて仕方がないという状態になっているかと思うので、ここは是非しっかりとやっていかないかと思える。

それから、2つ目に、先ほど新藤大臣も言われた話だが、残された課題をしっかりとやっていかないかと思えるということは間違いなくある。今回取り組んだ資料2に挙がっている項目というのは、あくまでも臨時国会用に、折衝のテーマとして取り上げてやったということであって、まだまだ残されている課題はたくさんあるかと思う。先ほど大臣も言われたように、2次提案も必要であろうし、8月、9月に提案募集をして取り上げた中で、ごくごく短期間で検討、協議したので、本当はやったらよかったものが、漏れているということもあるかと思う。そういうところも引き続き、もう一回洗い直してやってみるという取り組みが必要だかと思う。

その関係で、例えば、税制であれば、8月、9月に提案募集をやって出てきた中で、私の中で印象に残っているのは、法人税率の大幅引き下げ。法人税ゼロであるとか、あるいはアジア各国並みとか、そんな提案がいろいろあった。あとは、寄附税制についての特別措置をやって、資金を税金から集めるというのではなく、民間から集めるような形で集めやすくするとか、ちょっと思い切った税制措置の提案が幾つかあったかと思う。そういう

うところも引き続きやっていく必要があるかと思う。

○八田座長 今日が一番主眼としては、これまでに決まった法律の中身について説明いただき、質問するということであった。他にワーキンググループの今後の役割についても議論された。まず、先ほどの大臣のお言葉では、このワーキンググループは、新しい諮問会議の体制が整うまでの間は、続けてもらいたいとのことでした。その後どうするかは、政府で、改めて決めたいと、そういう発言だったと思う。そして、当分の間やらなくてはいけないこととして、各委員から話があったのは、政省令を放っておいたらどうなるかわからないから、政省令のチェックは、最低限すぐ始めるべきだろうということでした。

それから、新たな特区を決めるための第2次募集は、原則として最初の特区が決まってからやったほうがいいと大臣がおっしゃった。そのあと、最初に決まる特区でも、まだ資料2では反映していないところがあるため、そういうところでさらなる改革が、これから要望されることになる。その意見の吸い上げる仕組みは必要だろうというような意見があった。それを、今度の新しい諮問会議のもとでやるのか、その他のどのような方策があるのかというようなことを、こちらで提案するというようなこともあり得るのかと思う。したがって、このワーキンググループの仕事が当分の間残ると思うので、具体的にどうやるかというようなことを、事務局、大臣とも相談していきたいと思う。

○藤原参事官 ありがとうございます。

ワーキンググループの委員の皆様におかれましては、大変有意義なコメント、御意見をちょうだいしまして、ありがとうございました。

今、お話がございましたけれども、次回以降の日程につきましては、また事務的に調整をさせていただきたいと思います。

また、お話にございましたように、特に各省の政省令内容につきまして、ワーキンググループの皆様方に御説明をさせていただき、また各省と直接ヒアリングをいただくような機会も、別途、早急に設けたいと思いますので、よろしく願います。また、そのあたりの日程調整もさせていただきます。

事務局からは以上でございます。よろしいでしょうか。八田座長、よろしいですか。

本日はどうもありがとうございました。